

3月号（510号）

以下の事例において、AおよびBの罪責はどのようになるか。

三浪しているAは、K大学（N市にある私立大学）の法学部を目指していた。K大学法学部の入試では英語が必須科目であったが、Aは英語が大の苦手であった。そこで、K大学の卒業生で、英語が得意なAの兄Bに事情を話して、英語の科目だけ替え玉受験をしてくれるように依頼した。Aと瓜二つのBは、試験の際に写真照合されてもバレないだろうと思い、安易な気持ちで引き受けた。

入試当日、Aの振りをして英語の試験に臨んだBであったが、相当量の英文を読んだ上で私見を述べる論述式問題ばかりで、予想外に難しく、ほとんど解答できないまま試験は終了した。替え玉受験はバレなかったものの、後日、Aには不合格通知が郵送された。

進学を諦めたAは、就職活動を始めたが、なかなか高卒採用の枠は狭く、苦戦していた。その様子を見たBは、Aに対して、自分が替え玉受験の際に結果を出せなかった負い目もあったことから、「お前は、大卒者とほぼ同じ年齢なのだから、大卒だと偽って、就職活動をすればいいじゃないか。俺の卒業証書をベースに、お前の卒業証書のコピーを作って、提出すればバレないさ」と申し向けて、自分の卒業証書をAに手渡した。Aは、Bの卒業証書の上に、Aの生年月日、氏名、および、授与年月日等を記載した紙面をのせてコピー機で複写し、あたかもAの卒業証書の複写であるかのような精巧な写真コピーを作成した。

Aは、大手IT企業を中心に求人情報を収集し、大学卒業資格の証明に原本の提出を求めず、卒業証書の複写で足りるとしているC社を探し当てた。そこで、Aは、C社の人事課新規採用係に、学歴欄に大卒である旨の虚偽記載をした履歴書とともに、上記卒業証書の写真コピーを送付した。特に不信感を抱かれることもなく、C社の書類選考を通過したAであったが、1次面接の際、大学関係の質問に一切答えることができなかった。これを不審に思ったC社の人事担当者がK大学に確認、Aが同大学の卒業生でないことが発覚し、Aには不採用通知が郵送された。

2月号（509号）

以下の(1)および(2)の場合、Xの罪責はそれぞれどのようなになるか。大学4回生のXは、最近、オンラインゲームに夢中になり、所属するゼミの授業をたびたび欠席するようになった。ゼミ担当教員Oから再三注意を受けたにもかかわらず、欠席を繰り返したため、必修であるゼミの単位を落とし、今期の卒業を逃してしまった。これを逆恨みし、復讐心に燃えるXは、以前、ゼミの懇親会で、Oが「毎年3月には、海縁の別荘で過ごすことにしている。断崖絶壁から眺める荒海は、最高だ」と自慢げに語っていたのを思い出した。そこで、Xは、Oの別荘の場所を調べ、Oがそこに3月15日から滞在予定であることを聞きつけた。Xは、Oの自慢の別荘を焼き尽くし、また、この機会を利用して、Oを殺害することを企てた。なお、O所有のこの別荘は、崖上の門から入って、狭い崖の隙間を通してしかたどり着けない、断崖絶壁の上に立っていた。別荘の周りには、延焼しうるようなものは何もなく、崖上の門は普段嚴重に施錠されていることから、門の鍵を保有しているO以外の者がこの別荘に近づくことは通常不可能であった。

3月15日夕刻、Oが別荘に到着したのを確認したXは、約1時間後、特殊な工具を使って門の錠を破壊、別荘内に侵入し、Oの様子を窺っていた。

(1) Oがリビングルームでくつろいでいるのを目撃したXは、気づかれないようにOの背後に近づき、台所から持ち出した出刃包丁で殺意をもって頸部を切りつけ、失血死させた。その後、Xは、持参したガソリンを部屋中に撒き散らし、ライターで点火して、Oの死体とともに、別荘を全焼させた。

(2) Oがベッドルームで仮眠しているのを目撃したXは、物音を立てないよう注意しながら、持参したガソリンをベッドルーム全体に行き渡るように撒き、殺意をもってライターで点火した。熱さと息苦しきですぐに目を覚ましたOであったが、煙を吸い込んで動けなくなり、その場で焼死し、別荘も全焼した。

1 月号（508 号）

次の各場合において、X および Y の罪責はそれぞれどのようなになるか。

X は、A 市市議会議員 O の選挙事務所の隣に住んでおり、市議会議員選挙の公示 2 週間前ぐらいから、毎夜、同事務所の騒音に悩まされるようになった。X が抗議にいった際には、いつも O の秘書 P が出てきて、「ご迷惑をおかけして申し訳ございません。すぐに静かにします」と謝罪し、その日の夜は静かになるが、翌日からは、いつもどおり騒音が鳴り響くありさまであった。

ある日、X 宅に遊びに来ていた Y に対し、X は、隣の事務所から毎夜聞こえる騒音のせいで最近全く眠れていないと打ち明けた上で、何の根拠もなく、「O は夜中に公職選挙法違反のビラを印刷している。どんな手段を使っても構わないから、O を糾弾してくれ」と申し向けた。X には以前から世話になっており、X のために一肌脱いでやろうと思った Y は、X に対して、「あまり評判のよくない O ならそれぐらいのことは、やりかねないな。俺に任せておけ。お前のいうとおりに、O を糾弾してやる」として、X の申出を快諾した。

帰宅後、X のいうことを鵜呑みにすることはできないと考えた Y は、その翌日から約 1 週間かけて、O の選挙違反について独自に綿密な調査を行い、その結果、X が指摘したとおりの公職選挙法違反があると確信するに至った。

そこで、Y は、O の選挙違反の詳細を記述したビラ 20 枚を用意し、最寄り駅の構内で配ることにした。市議会議員選挙の公示日、Y が通行人数人にこのビラ配布したところ、直ちに駅職員に止められ、ビラを受け取った人も読まずに投棄した。

諦めきれない Y は、その翌日、今度は、選挙演説中の O に対して、拡声器を用いて、公職選挙法違反の内容を詳細に指摘した上で、「選挙違反をしてまで当選しようとするなんて卑劣だ。地獄へ落ちろ」と叫び、罵倒した。

その後、O の告訴を受けて、X および Y が名誉毀損罪で起訴された。

- (1) X および Y が真実性の証明に失敗した場合。
- (2) X および Y が真実性の証明に成功した場合。

12月号（507号）

A株式会社の元会長Oは、現代アートの絵画が大好きで、趣味の一環として、特に画家Bの作品を中心に収集し、自宅の保管庫で管理していた。近頃、その保管庫が手狭になってきたため、Oは、コレクションの一部を売却することにした。そこでOは、以前から付き合いのある、美術品の取引仲介および保管を業とする画廊CのオーナーXに、自己所有のBの絵画D（時価100万円相当）を預けた上で、「買い手を探して、この絵を売却して欲しい」と依頼した。

以下の各事例において、XおよびYはそれぞれどのような罪責を負うか。

(1) Oの依頼を承諾したXであったが、Oの態度が日頃から横柄であることから、この際、Oに一泡吹かせてやりたいと思い、幼なじみYに相談した。Xの仕返しに協力しようと考えたYは、Xに対して、「OにDの売却を依頼されたのだったら、誰かにDを格安価格で売るといのはどうだ。売ってくれといわれて、いわれたとおりに売っているだけで、Oも文句はいえないだろう」と申し向けた。

その翌日、Xは、Yの提案に従って、Oに損害を加える目的で、かねてから絵画Dを欲しがっていた知り合いの絵画コレクターEとO名義でDの売買契約を締結し、15万円で売却した。

(2) Oの依頼を承諾したXであったが、Oの態度が日頃から横柄であることから、この際、Oに一泡吹かせてやりたいと思い、幼なじみYに相談した。Xの仕返しに協力しようと考えたYは、Xに対して、「Oには買い手が見つからないと嘘をついて、その間に、Oに無断で売却するというのはどうだ。OはAの元会長だろう。絵が1枚ぐらいなくなってもどうってことないさ」と申し向けた。

その翌日、Xは、Yの提案に従って、Oに対しては、「なかなか買い手が見つかりそうにない」と嘘をついた上で、かねてから絵画Dを欲しがっていた知り合いの絵画コレクターEのために、EとX名義でDの売買契約を締結し、15万円で売却した。

11 月号（506 号）

X と友人の Y は、プロ野球チーム BW の熱狂的なファンであった。Y は、BW で活躍した、I 選手の直筆サイン入りバットを球団関係者から入手し、ことあるごとに X に自慢していた。この自慢話を聞いたたびに、X は、「お金ならいくらでも払うからそのバットを譲ってくれ」と Y に頼んだが、Y が首を縦に振ることはなかった。

ある週末、X は、Y から、「最近、いいことがなくて、むしゃくしゃするから、一杯付き合っただけ欲しい」といわれ、自宅の最寄り駅に呼び出された。2 人は、待ち合わせ場所近くのたまたま目についた焼鳥屋 H に行くことにした。店の前まで来ると、入口に「DH ファンの方以外お断り」と大きく書いた紙が貼られていた。H の店主 A は、プロ野球チーム DH の大ファンで、H は、DH ファンの常連を対象とした店であった。DH が大嫌いな X と Y は、一瞬ためらったが、焼鳥のおいしそうな匂いにつられて、黙っていればバレないだろうと思い、H に入った。2 人がカウンターに腰掛けたとたん、A に、「お客さんたち、見慣れない顔だけど、DH ファンなんだろうね」と問いかけられた。X と Y は、「DH の K 投手の大ファンです」と嘘をついて、焼鳥盛り合わせ、鳥刺しなどとともに、生ビール大ジョッキを 2 杯注文した。

一通り食べ終えた頃に、Y は、X に対して、「最近、今ひとつ体調がすぐれない上、財布を落したり、車に轢かれそうになったり、ろくなことがない。これまでに何度か依頼したことのある祈禱師がいるので、今度、その人にお祓いでもしてもらおうと思うんだ」と話した。X は、「うまくいかないときは、信頼できる祈禱師に助けてもらうのもいいかもしれないな。とりあえず、今日は俺がおごってやるから、元気を出せ」と Y に告げて、会計を済ませた。その数日後、この機会を利用して念願のバットを手に入れようと考えた X は、Y が信頼を置いている祈禱師を探し回り、ようやく Z に行き当たった。Z 宅を訪問した X がこれまでの事情を全て話したところ、Z は、X に対して、「私とそのバットには呪いがかかっていると Y に告げて、手放すように仕向けます。報酬は、10 万円はどうでしょう」と申し向けた。X は、現金 10 万円をその場で Z に渡して、対応を依頼した。

次の週末、Z が X と約束したとおりの内容を Y に告げたところ、Y は、後日、I 選手の直筆サイン入りバットを時価相当額の 30 万円で X に売却した。

この場合、X、Y および Z の罪責はどのようなになるか。

10月号（505号）

ある日、食品製造会社 A の製品開発担当者 3 名が、同時に退職した。不審に思った A の共同経営者 X1 及び X2 が内密に調査したところ、ライバル企業 B の人事部長 O の画策による引き抜きと判明した。A の今後のためにもこれ以上 O を放置するわけにはいかないと考えた X1 及び X2 は、以前飲み屋で同席したことがある暴力団幹部 Y が「俺はライフルの名手だ」と自慢していたことを思い出し、Y にライフル銃で O を射撃するよう依頼することにした。その際、X1 には、O 殺害の意図があるのに対し、X2 には、せいぜい O に傷害を負わせる認識しかなかった。

後日、X2 は、Y の所属する事務所に赴き、Y に対して、これまでのいきさつを話した上で、O 宅の住所を書いたメモと O の顔写真を示しながら、「O をあなたの得意のライフルで射撃して下さい。成功報酬は 50 万円でいかがでしょう」と申し向けた。サラ金に借金があり、金策に困っていた Y は、この申出を快諾した。なお、依頼を受けた Y は、これを O 殺害の依頼だと解釈していた。

Y は、金目当てで引き受けたものの、自ら手を下すのは嫌だったので、手下の Z1 に実行させることにした。X2 の依頼を受けた翌日、手下の Z1 を事務所に呼びつけた Y は、Z1 に対して、X2 から受け取った O 宅住所を書いたメモと O の顔写真を渡して、「こいつを殺してこい。やり方はお前に任せる。うまくいけば、お前に舎弟を 1 人つけてやる」と告げて、Z1 に O 殺害を承諾させた。

その 3 日後、Z1 は、O を殺害するため自己所有の日本刀を準備し O 宅に向かったが、途中で原因不明の腹痛に襲われ、やむなく帰宅した。一向に腹痛の治まる気配のない Z1 は、このままでは Y にひどい目に遭わされると思い、同じく Y の手下 Z2 を自宅に呼び出し、O 宅住所を書いたメモ、O の顔写真と共に、自己所有の日本刀を渡して、自分の代わりに O を襲うよう懇願した。その際、Z1 は Z2 に O 殺害を託したつもりであったが、Z2 は、Z1 に依頼されたのは O に対する傷害だと早合点したまま、O 宅に侵入し、Z1 の日本刀で O に傷害を負わせた。さらに、Z2 は、逃走しようと玄関口に向かう途中で、O の妻 P に発見され騒がれたため、P を当該日本刀で殺意をもって刺殺した。

この場合、X1、X2、Y、Z1 及び Z2 の罪責はどのようなになるか。

9月号（504号）

暴力団 A 組の若頭 X は、自分より 1 年遅れて A 組に加入した O をたいそう可愛がっていた。しかし、昨年、X より先に幹部に昇進した O は、権威を振りかざすようになり、X に対しても横柄な態度を取るようになった。このままでは、組内での自分の地位が危うくなると考えた X は、何とか O を排除することができないかと思案していた。

そのような中、今年になって、X のもとに新入りの手下 Y が配属された。これを機に、Y を利用して O を殺害するしかないと思い至った X は、常日頃から、「俺が幹部になったら、お前を若頭に推挙してやる」などと告げて、Y を手懐けていった。

ある日曜日の午後、X は、Y を呼び出して、「最近、O は先輩の俺を蔑ろにしている。立場を弁えさせるために、軽く威嚇してやろう」と申し向けて、ともに O 宅に向かった。X は、もともと O 宅に寝泊まりするぐらい O とは懇意にしていたため、いつも O が日曜日の昼食後、庭に面した縁側に金屏風（O 所有）を置いて、その後ろで昼寝していることを知っていた。そこで、X は、庭越しに O 宅を見ながら、Y に対して、「あそこに高級そうな金屏風が見えるだろう。O にバレないうちに、あの金屏風に一発ぶっ放して逃げよう」とだけ告げた。すると、Y は、X にいわれたとおりに、O 宅の金屏風に向かって、A 組から貸与されているピストルで弾丸 1 発を放ったが、発砲の際、X には金屏風の後ろで寝ているであろう O を殺害する意図があったのに対し、Y には金屏風を損壊する意図しかなかった。

Y の放った弾丸は、2 人の意図に反して、金屏風には命中せず、隣に置かれていた銀屏風（P 所有）に当たった。この銀屏風は、O が友人の P から一時的に借用して、並べて飾っていたものであった。いつもこの時間に金屏風の後ろで昼寝していた O であったが、この日に限って、銀屏風の後ろで寝ていたため、Y の放った弾丸が銀屏風を貫通して、O の頭部を直撃し、O は即死した。

この場合、X 及び Y の行為は、刑法上どのように評価されるか（銃刀法違反の点は除く）。

8月号（503号）

暴力団 A 組組員 X は、酒癖が悪く、大量に飲酒した結果、病的酩酊状態に陥り、他人に暴行を加えたことがこれまでに何度もあった。また、X は、常日頃から、何とか敵対する暴力団 B 組組長 O を殺害して名を上げたいと考えていた。

以下の場合、X の行為は、刑法上どのように評価されるか。

(1) ある日、たまたまつけたテレビで流れていた報道番組で、「刑法 39 条 1 項があるので、どれだけ凶悪な事件を起こしても、行為時に心神喪失状態であれば、罪に問われることはない」と聞き及んだ X は、これを利用しない手はないと思いついた。その翌日、X は、飲酒酩酊状態の自己を利用して O を殺害すべく、B 組事務所近くの居酒屋で大量に飲酒したところ、心神喪失状態に陥った。興奮状態の X は、そのまま店を出て、近くに落ちていた鉄パイプをもって、B 組事務所に殴り込んだ。当時、B 組事務所に O はおらず、B 組組員 P が留守番をしていたが、X は、そこに居合わせた P を O だと勘違いしたまま、「O、覚悟せい。お前の首取ったる」と叫びながら、P の頭部めがけて鉄パイプを振り下ろした。鉄パイプは、反射的に防御姿勢を取った P の左腕を直撃し、P は、左腕を骨折した。

(2) (1)の事例で、X が、大量に飲酒したものの、心神耗弱状態にとどまっていた場合はどうか。

(3) ある日、X は、O 襲撃の決心がつかないまま、B 組事務所近くの居酒屋で大量に飲酒したところ、心神喪失状態に陥った。興奮状態の X は、そのまま店を出て、近くに落ちていた鉄パイプをもって、B 組事務所に殴り込んだ。当時、B 組事務所に O はおらず、B 組組員 P が留守番をしていたが、X は、そこに居合わせた P を O だと勘違いしたまま、「O、覚悟せい。お前の首取ったる」と叫びながら、P の頭部めがけて鉄パイプを振り下ろした。鉄パイプは、反射的に防御姿勢を取った P の左腕を直撃し、P は、左腕を骨折した。

(4) (3)の事例で、X が、大量に飲酒したものの、心神耗弱状態にとどまっていた場合はどうか。



7月号（502号）

ギャンブル好きの X は、消費者金融 A 社に 500 万円の借金があった。利息の支払いが滞っていたため、最近では、A 社から X のところへ頻繁に取立ての電話が入るようになった。何とかしなければ大変なことになると考えた X は、食品加工業 B 社の会計課長である友人 Y を利用して、金を手に入れようと企てた。

ある日曜日、X は、Y 宅を訪問し、Y に、「いい儲け話がある。お前が管理している B 社の売上金から 500 万円だけ都合をつけてくれ。10 日後には、倍にして返す」と申し向けた。これを聞いた Y は、「俺を犯罪者にするつもりか。さっさと帰れ」と叱りつけた。

そこへ、全く事情を知らない Y の妻 Z が、X と Y がいる居間に来客用のお茶を持って入ってきた。Y と話しても埒が明かないと思った X は、Z に襲いかかり、テーブルの上にあった果物ナイフを Z の首元に当てながら、Y に対して、「今すぐ B 社に金を取りに行け。500 万円だ。1 時間だけ待つてやる。妙な動きをすると、Z の命はないぞ」と大声で怒鳴った。Z の命には代えられないと考えた Y は、他に金策の当てもなかったので、やむを得ず、X の指示に従うことにした。B 社に着いた Y が、自己の管理する B 社の金庫から 500 万円を持ち出そうとしたところ、たまたま明日の会議の資料を取りにきていた人事部長 C に出くわした。Y が日曜日に出勤していることを不審に思った C は、Y に事情説明を求めた。

以下の場合、X 及び Y の罪責はどのようになるか。

(1) Y は、C に「納入業者への支払期限が今日だったのを忘れていました。今すぐ現金で支払ってきます」と告げて、その場を切り抜けた。Y が帰宅して、X に 500 万円を渡したところ、X は Z を解放し、現場から立ち去った。

(2) Y は、C に「妻が人質に取られていて、この 500 万円を渡さなければ殺されるんです」と白状した。C は、Y に対して、「いずれにしても、お前がやっているのは B 社に対する犯罪行為だ。見過ごすわけにはいかん」と叱責し、Y が手にしていた 500 万円を取り上げた。金が工面できなかった Y は、失意のまま、110 番通報し、これまでの経緯を全て話して、Z の救出を要請した。通報を受けて、警察官が Y 宅に急行したところ、パトカーのサイレンを聞いた X は、直ちに Z を殺害し、現場から立ち去った。

6月号（501号）

A市の郊外で1人暮らしをしているX（会社勤務・20歳女性）は、毎日、最寄りのB駅まで20分歩き、そこから電車で1時間かけて通勤していた。最近、Xは、仕事帰りの22時頃、B駅から自宅に向かう途中、人通りの少ない薄暗い路地にさしかかった辺りで、挙動不審の屈強な男性Y（35歳）から「お帰りなさい。今日も綺麗だね」などと声をかけられるようになった。特に実害を受けたわけではなかったため、しばらく放置していたが、あまりにも毎日続くので、ある夜、帰宅後、警察に通報して、これまでの経緯を話した。その際、対応した警察官は、Xに対して、「折を見て、現場周辺をパトロールします」と告げたが、その後も、毎夜、Yは出没し続けた。

通報から1週間後の22時頃、いつもの場所にほろ酔い加減で現れたYは、「あんたの分の缶ビールも買ってある。一緒に飲もう」といいながら、Xの方に近づいてきて、腕をつかもうとした。Xは、素早く身をかまし、その場から逃れたが、去って行くXに向かって、Yは、「おまえが毎晩ここを通るのは知っている。明日も待っているから、覚悟しろ」と言い放った。Xは、その夜も、警察に通報したが、前回と同様の返事がきただけであった。

翌日、Xは、どうすべきか思案したが、B駅を発着する電車の本数は1時間に1本ほどしかなく、また、Yが出没する現場を通らずに帰宅するには、1時間以上かかる回り道をするしかなかったため、帰り道でYが絡んでくるであろうことを確実に予期しつつも、結局、いつもの時間にいつものルートを通ることにした。もっとも、屈強なYに襲われたら手も足も出ないので、Xは、その夜、護身用のカッターナイフをポケットに忍ばせた上で、帰路に就いた。

当夜、22時頃、いつもの場所にYが出没し、「今日は逃がさないぞ。俺の家で一緒に飲もう」といって、右手で、Xの左腕をつかんできた。Xは、Yの手を振りほどこうとしたものの、Yの力が思いのほか強く、引き回されそうになった。そこで、Xは、ポケットからカッターナイフを取り出し、Yに見せた上で、「手を離して下さい。離さないと、刺しますよ」と告げた。それでも、YはXの左腕を離さなかったため、Xは、やむを得ず、Yの右手の甲をカッターナイフで切りつけ、切り傷を負わせた。Yが怯んだ隙に、Xは現場を離れたが、Xの左腕にはYにつかまれた際の打撲傷が残った。

この場合、Xの行為は、刑法上どのように評価されるか。

5月号（500号）

ある日の朝、O（6歳）が、足を滑らせてA川（幅10m・深さ3.5m）に転落した。泳げないOは、川岸から3mほどの地点で、必死に「助けて」と叫びながら、溺れていた。

①～③の場合、X1～X3の行為は、それぞれ刑法上どのように評価されるか。

① X1（水泳インストラクター・25歳）は、通勤途中、Oが溺れている現場を通りかかった。X1は、直ちに救助しないとOが溺死すると認識したが、濡れたくなかったので、「落ちた奴が悪い。死んだところで自業自得だ」と思い直して、そのまま現場を立ち去った。その結果、Oは溺死した。

② X2（商店経営者・50歳）は、散歩の折、Oが溺れている現場を通りかかった。X2は、直ちに救助しないとOが溺死すると認識したが、泳げなかったため、近くに繫留されていたボートから手綱のついた救命用浮き輪を持ち出し、Oに向けて浮き輪部分を投げた。しかし、浮き輪は、全く見当外れのところに飛んでしまった。再度試みようとしたところ、よく見ると溺れているOがX2の商売敵Bの息子であると分かったため、X2は、「Oが死ねばいい」と思い直して、その場を立ち去った。その結果、Oは溺死した。

③ X3（牛乳配達員・45歳）は、配達が終わって営業所に戻る途中、Oが溺れている現場を通りかかった。X3は、直ちに救助しないとOが溺死すると認識したが、泳げなかったため、どうすればよいものかと慌てふためいていた。ちょうどそこに川の上流からOが掴まれそうな木切れが流れてきた。そのまま流れていけば、木切れはOのところに達するはずであったが、OがX3に向かって「ぐずぐずするな。早く助けて」と叫んだため、これに怒ったX3は、Oを溺死させるべく、木切れに向かって石を何個も投げて、木切れの流れる方向を変えた。その結果、Oはこの木切れに掴まれないまま、溺死した。

(2) ある日の朝、P（7歳）の父親X4（30歳）は、最近、反抗的な態度を見せるPを懲戒目的でC川（幅10m・深さ3.5m）に突き落とした。当初はすぐに救助するつもりであったが、「Pが俺に突き落とされたら騒ぎ立てると面倒なことになる」と思い至ったX4は、誰にも目撃されていないことを確認した上で、このまま放置すればPが溺死すると認識しつつ、殺意をもって、その場を立ち去った。その結果、泳げないPは溺死した。

この場合、X4の罪責はどのようなようになるか。

4月号（499号）

A 株式会社の従業員 X は、常々、上司 O のパワハラに悩んでいた。令和 3 年 5 月 3 日 13 時 30 分、休業日にもかかわらず、O は、X に対して、「今、自宅で一人だ。ブランデーを飲みたいが、つまみがない。今すぐ、Go 社の高級チョコレートを買って持ってこい」と一方的に告げて、電話を切った。X は、この機会に O を殺害するしかないと決心し、かねてから準備していた毒薬を携え、途中、百貨店の地下で Go 社のチョコレートを購入した上で、O の自宅に急いだ。

同日 14 時 45 分、O 宅玄関に到着した X に対して、2 階の寝室から出てきた O は、「あまりにも遅いから昼寝をしていたところだ。階段手前のリビングルームのテーブルにチョコレートを置いて、さっさと帰れ」と怒鳴りつけて、2 階の寝室に戻った。X は、玄関を上がって階段手前のリビングルームに入り、テーブルにチョコレートを置いた。その際、テーブルの上に、開封済みのフランス産高級ブランデー He のボトルを発見した X は、14 時 47 分、このブランデーのボトルに致死量 100%の毒薬を投入した。

他方、A 株式会社の取引先、B 株式会社の従業員 Y は、O が誤発注したにもかかわらず、そのミスを自分のせいにされたことがあり、いつか復讐してやろうと機会を窺っていた。以前、O が Ba 社製の高級ブランデーグラスの自慢をしていたのを思い出した Y は、このブランデーグラスに毒を塗布して、O を殺害することができたらどんなに痛快だろうと考え、令和 3 年 5 月 3 日 14 時頃、あらかじめ入手しておいた毒薬を携えて、O 宅に向かった。

同日 14 時 45 分、O 宅前に到着した Y は、玄関で来客に対応している O の姿を認め、この隙に勝手口から O 宅のダイニングルームに忍び込んだ。そこで、Y は、グラスホルダーに掛かっている Ba 社製のブランデーグラスを発見、14 時 47 分、このグラスに致死量 100%の毒薬を塗布した。

同日 16 時 30 分頃、昼寝から目覚めた O は、ダイニングルームのグラスホルダーから愛用の Ba 社製のブランデーグラスを取り出し、リビングルームで、ボトルに残っていたブランデー He を全てグラスに注ぎ、一気に飲み干した。16 時 32 分、O は、摂取した毒薬の影響により、中毒死した。

- (1) 以上の事実関係において、X 及び Y の罪責はどのようになるか。
- (2) 上の事例で、X 及び Y の投与した毒薬がそれぞれ致死量の 50%であった場合はどうか。